

一般競争入札(総合評価落札方式)に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2025年 8月 20日

独立行政法人情報処理推進機構

件名: 「情報処理安全確保支援士のオンライン講習教材開発業務(2026年度教材)」

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	Ⅱ. 契約書 (案)	P8	(再請負の 制限) 第2条	本業務において再委託をすることは 可能でしょうか。	契約書第2条の通り、請負業務の全部を第三者に請負わせて はなりません。請負業務の一部を第三者に請け負わせること は可能ですが、その際には事前に再請負先、再請負の対 価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により届け 出なければなりません。	2025年 8月 13日
2	Ⅱ. 契約書 (案)	P8	(再請負の 制限) 第2条	本業務において再委託をする際に、 再委託費率の条件はありますか。	契約書第2条および項番1の回答の通り請負業務の全部を第 三者に請負わせてはなりません。再請負比率の上限等の 制限はございません。但し、主たる業務は再請負させることな く請負者ご自身が遂行するものと考えております。また、再請 負にあたっては、契約書第2条及び項番1の回答の通り、事前 に書面によって届け出ていただく必要があり、再請負の業務 内容・理由等を含めて記載の上、ご提出いただきます。	2025年 8月 13日

3	Ⅲ. 仕様書	P22	4.4 実施方法	③「各打ち合わせにおいて議事録を作成し、3営業日以内にIPAに提出」とのことですが、各打ち合わせとは、IPAとの全打合せ（作業状況や課題の協議、納入物に対するレビューなど）、という認識でよろしいでしょうか。	認識に相違ありません。	2025年 8月 13日
4	Ⅲ. 仕様書	P22	4.4 実施方法	④「IPA及びIPAが指定する外部有識者委員会のレビュー」を含む各打ち合わせですが、オンラインで対応いただくことは可能なのでしょうか。それとも、対面での打合せが前提なのでしょうか。	打合せの形式につきましては、対面に限定はしておりません。オンラインで打合せに参加していただくことは可能です。	2025年 8月 13日
5	I. 入札説明書	P5	【別掲1】 本業務に関する貸与資料一覧	学習項目（貸与資料一覧「9. 2026年度OL講習教材_学習項目」）は2年目以降の情報処理安全確保支援士向けと考えてよいのでしょうか。その場合、初年度用教材の学習項目は別途提供されると考えてよいのでしょうか。	「2026年度オンライン講習教材学習項目」は「2026教材」および「初年度教材」向けの共通のものとなっております。 従いまして、「初年度教材」の単元別達成目標は仕様書の4.2 開発方針【単元別達成目標について】⑥（P19～P20）の記載内容（下記の内容）を前提としたうえで学習項目を参照し、設計いただければと思います。 『「初年度教材」は、IPAが提示する学習項目、「試験要綱」及び「シラバス」に基づき登録セキスぺに期待される業務の全体像を示すとともに、「シラバス」の「4. 情報セキュリティインシデント管理の推進又は支援に関すること」に関連する業務を中心とした構成にすること。また、登録セキスぺに求められる倫理観および「情報処理安全確保支援士倫理綱領」の解説を含む構成にすること』	2025年 8月 20日

6	Ⅲ. 仕様書	P19	4.2 開発方針 【単元別達成目標について】	「③ 設計に当たっては、別紙 1 に示す「参照資料等」も踏まえた内容を含めること。」との記載があります。これは、教材設計の際は、別紙1以外の「参照資料等」の利用は不可ということでしょうか。または、IPAの承諾があれば、他の参照資料の活用も可能でしょうか。	設計に当たっては、別紙1掲載の「参照資料等」以外の参照資料も活用いただくことは可能です。参照に当たり、当機構の承諾は不要です。	2025年 8月 20日
---	--------	-----	-------------------------------	---	---	-----------------